

さいしょうじ幼稚園預かり保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化、核家族化等の社会の変化に対応し、保護者の子育てを支援するため、さいしょうじ幼稚園（以下「幼稚園」という。）において実施する預かり保育について必要な事項を定める。

(内容)

第2条 この要綱において、預かり保育とは、さいしょうじ幼稚園園則（以下「園則」という。）第9条第4号に掲げる事業をいう。

2 預かり保育は、幼稚園教育要領に示される幼稚園教育の基本を踏まえ、教育課程に基づく活動との関連等を考慮した教育活動を行う。

(対象)

第3条 預かり保育の対象となる幼児は、預かり保育を実施する幼稚園に在籍する者（以下「園児」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者が家事以外の就労や就学等により家庭での保育が困難な園児
- (2) 保護者が出産により家庭で保育が困難な園児 但し、出産月を含まず産前1ヶ月及び産後2ヶ月を上限とする。
- (3) 保護者又は家族の定期的な通院、看護、介護等により家庭での保育が困難な園児
- (4) 前1号から3号に掲げるもののほか、園長が家庭での保育が困難であると認める園児

(定員)

第4条 預かり保育を利用できる定員60人とする。ただし、園長が必要と認めるときは、この限りでない。

(実施日)

第5条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日及び土曜日とする。ただし、次の日は実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日より1月4日）
- (3) お盆（8月12日より8月16日）
- (4) 第2土曜日
- (5) その他園行事等により園長が指定した日

(実施時間)

第6条 預かり保育の実施時間は下記のとおりとする。

- (1) 平日 朝7時30分～8時30分 教育時間終了後～18時30分
- (2) 土曜日 7時30分～15時30分

(利用の申込み、承認・不承認及び利用の辞退)

第7条 預かり保育を利用しようとする保護者は、利用希望日前日までに預かり保育利用申込書（第1号様式）を園長に提出しなければならない。ただし、定員に余裕があり、園長が利用可能と判断した場合は、利用希望日当日の申込みをすることができる。

2 預かり保育を利用しようとする保護者のうち、第3条第1号から第3号に該当する者は、状況報告書（第2号様式）を園長に提出しなければならない。

3 園長は、第1項の規定により預かり保育の利用の申込みがあった場合において、その利用の認否を決定したときは、預かり保育利用承認書（第3号様式）若しくは預かり保育利用不承認書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。

4 預かり保育の利用承認を得た保護者のうち、利用を変更又は辞退する者は、預かり保育利用変更・辞退届（第5号様式）を園長に提出しなければならない。

(利用の取消し)

第8条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の利用の承認を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しないと園長が認めるとき。

(2) 園児に疾患等があり、他の園児に感染のおそれがあると園長が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、園長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第9条 預かり保育を利用する保護者は、別表1に定める保育料を納付しなければならない。

(備え付け帳簿等)

第10条 幼稚園に次の帳簿を備え付ける。

(1) 預かり保育園児利用台帳（状況報告書）

(2) 預かり保育出席簿

(3) 預かり保育日誌

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。